

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 本 城 伶 奈	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デューク大学
提 出 書 面 平成26年8月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月8日～8月31日） 同年7月8日 現地到着 同月9日～同月17日 大学担当者との面会、各種手続、生活セットアップ 同月18日～8月13日 夏期法律講座受講 8月14日～同月31日 秋学期聴講準備、生活セットアップ等		
キーワード欄 ・ 生活セットアップ・大学各種手続 ・ 夏期法律講座受講 ・ ノースカロライナ州最高裁判所見学 ・ 連邦地裁での裁判傍聴 ・ ローリー市内にある弁護士事務所（2カ所）の訪問		

平成26年8月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デューク大学)

横浜地方裁判所 判事補 本 城 伶 奈

報告書簡（第1回）

平成26年7月8日～8月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 生活セットアップ・大学関係の手続等について

1 生活セットアップについて

[REDACTED]

2 大学関係の各種手続について

7月10日、デューク大学ロースクールの留学生担当者である [REDACTED]
[REDACTED]と面会し、デューク大学、Visiting Scholarの聴講の方法、ロースクール
構内の案内等をしていただきました。その後、Duke Visa Serviceで登録手続
等を行いました。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第二 夏期法律講座受講について

- 1 7月18日から、デューク大学ロースクールに入学予定者を対象とした夏期法律講座に参加しました。参加者は29名で、日本人が13名と最大派閥を構成していましたが、中国、韓国のほか、南米からも多くの弁護士が参加していました。期間中は、毎日、アメリカの歴史・法制度に関する reading の課題（毎日20～40頁程度）のほか、法律に関するニュースを要約したうえでコメントを付した書面を提出する課題が課され、さらに、自国とアメリカの法制度の比較したエッセイの提出、判例分析書面の作成、10分間のプレゼンテーション（私は、懲罰的損害賠償制度を例に、日米の不法行為における損害賠償の考え方の違いについて発表しました。）等が求められるなど、非常に過酷でした。また、授業中には、裁判官の任命制度、汚職、選挙制度、宗教の自由、同性婚、中絶、女性法曹の割合等、様々なトピックについて、各自、自国の状況を説明してコメントすることが求められました。個人的には、なかなか大変でしたが、他国の状況について生の声が聞け、また自国の制度の本質についても考えさせられ、非常に有益だったと思います。

2 フィールドワーク等

夏期法律講座は、フィールドワークも充実しており、ノースカロライナ州最高裁判所及び連邦地方裁判所を訪問・傍聴しました。州最高裁判所では2名の最高

裁判事のお話を伺い、昼食をご一緒する機会がありました。昼食会では、幸運にも、最高裁判事の隣の席でしたので、裁判官の選挙についてどう思っているのか、日々裁判官として大事に思っていることは何か等について質問させていただきましたが、いずれの質問にもとても気さくに率直に答えていただき、非常に有益で楽しいひとときを過ごすことができました。また、ローリー市内にある、大規模事務所 Smith Anderson と移民問題を扱っている小規模事務所を訪問し、ノースカロライナの法律事務所の実情等について学びました。また、これらのプログラムの他にも、アメリカでの生活を楽しんでもらいたいという大学側の図らいで、野球観戦やピザパーティーが行われ、参加者同士の交流も盛に行われました。

この講座では、アメリカの法制度の概要、その歴史的背景について学ぶことができ、秋学期からの聴講の導入としてもとても有益でありがたいプログラムだったと思います。

第三 秋学期の聴講準備準備等について

夏期法律講座終了後は、聴講手続のほか、自動車運転免許試験受験を行いました。運転免許試験は、待ち時間が2～4時間と非常に長く、担当となる試験官によって合否が大きく異なるというもので、日本の感覚では理解し難いものです。

聴講については、今年度から原則二つのクラスまでという制限がつき、また、希望する授業を必ずしも聴講できないとのことで、現在、聴講許可を待ちながら、授業の予習をしているところです。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 本 城 伶 奈	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デューク大学
提 出 書 面 平成26年10月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～10月5日） 同年9月1日～ デューク大学において講義を聴講 同月18日 との面会 同月29日 インターナショナルウィークパネルディスカッション		
キーワード欄 ・ 授業聴講開始 ・ との面会 ・ インターナショナルウィークパネルディスカッション		

平成26年10月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デューク大学)

横浜地方裁判所 判事補 本 城 伶 奈

報告書簡（第2回）

平成26年9月1日～10月5日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 授業の聴講について

- 1 9月1日から本格的な授業期間となり、私は、①Civil Procedure, ②Social Science Evidence in Law, ③Distinctive Aspect of American Lawの授業を聴講することが許可されました。今年度からVisiting Scholarの聴講方法及びルールに変更があったようで、ルール上、2科目までの聴講を許可されていますが、個別にお願いをしたところ、副学長及び授業を担当する教授の許可を得て、3科目の聴講が可能となりました。
- 2 ①Civil Procedureは、約80人の学生が出席する授業でJD1年生の必修科目です。②Social Science Evidence in Lawは、9人ほどの学生が出席する発展科目の授業で、米国では著名な法社会学者である[REDACTED]によるゼミ形式の授業です。③Distinctive Aspect of American Lawは、アメリカの法制度、著名な判例等を取り上げるLLM生の必修科目です。

第2 [REDACTED]との面会

9月18日、学内で、[REDACTED] [REDACTED]

■■■■■をパネラーとして「司法権の独立の危機にどう立ち向かうか」というテーマで講演が行われました。その講演の前に、大学側の計らいで、■■■■■に質問をさせていただく時間をとっていただき、私のほかに、韓国から来ている裁判官、イスラエルからの留学生等を合わせた6人で1時間ほど同判事とお話させていただきました。同判事は、周りを圧倒するオーラのある非常にパワフルな■■■■■ですが、デューク大学で教鞭をとられていたこともあり、私たちや学生に対して非常にオープンな雰囲気ユーモアを交えながら、質問等にわかりやすく答えてくださいました。この懇談会では、長い複雑な歴史を経て様々な宗教や民族が複雑な形で共存するイスラエルにおいて、司法と宗教を切り離して判断することは困難であること、政治・宗教の司法への影響は否定しがたいことなど、イスラエルならではの司法事情を知ることができました。私は、そのような状況のイスラエルにおいて、どのようにして、国民の司法への信頼を獲得・維持するのかについて質問しましたが、「国民の司法への信頼を獲得することはある意味重要なことであり、イスラエルはその点で問題を抱えているが、public opinion が必ずしも正しいとは限らないのであって、裁判官としてどのような判断をすべきかということの方が大事である」との回答でした。「国民の司法への信頼」は、望ましいものであるという認識しかなかった私には、その回答こそが、複雑な民族や宗教問題を抱えているイスラエルの状況を反映しているものであるように感じられ、深く考えさせられました。

第3 インターナショナルウィークについて

インターナショナルウィークは、例年9月の下旬～10月初旬に行われるイベ

ントで、各国の文化や法制度について学生が相互にそれらの理解を深めるとともに、留学生と JD 生の交流を深めることを目的としています。毎年、期間中に、日本及び韓国の裁判官及び検察官による panel discussion が行われているようで、今年は「裁量」というテーマで15分間プレゼンをしてほしいと依頼されました。非常に幅広いテーマだったので困りましたが、他のパネリストのみなさんが、刑事をテーマにプレゼンをするということだったので、ハイブリッド研鑽で担当した裁判員裁判の事例をベースにしたモデルケースを使い、「Discretion in Japanese Sentencing」（日本の量刑における裁量）というテーマで、裁判員裁判の制度を紹介するとともに日本の量刑における考え方を説明しました。裁判員制度やガイドライン等が存在しない日本の量刑制度は、他国の学生にとって非常に興味深かったようです。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 本 城 伶 奈	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デューク大学
提 出 書 面 平成26年11月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月6日～11月9日） 同年10月6日～ デューク大学において講義を聴講 同月 17日 ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所にて 刑事裁判傍聴 同月 31日 刑務所見学		
キーワード欄 ・ 刑務所見学		

平成26年11月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デューク大学)

横浜地方裁判所 判事補 本 城 伶 奈

報告書簡（第3回）

平成26年10月6日～11月9日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 刑事裁判傍聴について

10月17日、ノースカロライナ州東部地区連邦裁判所で刑事裁判を傍聴しました。3人の裁判官の審理を傍聴しましたが、そのうち、1人の裁判官の法廷が、陪審員によるトライアルで、評決言渡しをみることができました。薬物所持5件が併合審理されていた事案でしたが、被告人は、5件中2件が無罪、3件が有罪という結果でした。起訴されている事件中2件が無罪となれば、日本の検察官であれば顔面蒼白となると思われるところ、District attorneyは、よくあることといった感じで、全く表情を変えず、裁判官に対して、執行猶予についての意見を淡々と述べていたのが非常に印象的でした。

第二 刑務所見学について

1 10月31日、Sentencingのゼミを担当している教授（XXXXXXXXXX）をお願いをして、同ゼミのプログラムとして行われた刑務所（矯正施設）見学ツアーに参加させていただきました。ツアーでは、Federal Medical Center B

utner(連邦矯正施設に付属する医療センター)とPolk Correctional Institution(ノースカロライナ州立ポーク矯正施設)を訪問しました。

2 Federal Medical Center Butnerは、医療を必要とする全警備レベルの受刑者を対象にした施設で、医療設備の充実度は全米トップレベルといわれており(日本にいた頃に見学した、日本の大学病院と変わらない印象を受けました。)、全米各地から同施設の医療を受けるために移送される場合もあるとのことでした。医療施設は、必要とされる医療の内容・レベルごとにフロアが分けられており、末期患者用のフロア等もありました。また各受刑者の個室にはテレビまで備え付けられており、必要なかと非常に驚きました。また、比較的警備レベルの低いとされる受刑者が、申請をして認められれば、医療施設のスタッフの手伝いをして報酬を得ていることにも驚きました。このように、受刑者に対して高度な医療を受けさせる施設を作ることについては、批判があるのではないかと質問したところ、職員によれば、受刑者が病気になったときに、一般の病院につれていくときに必要となる警備・コスト・社会の人々の安全・不安等を考えると、受刑者用に高度な医療施設を作った方が望ましいということでした。アメリカでは、過剰収容が問題となっているので、日本の現状とは簡単には比較できませんが、受刑者の高齢化、病気の問題を抱える日本の刑務所の現状についても考えさせられました。同施設は、刑務所としての性質も当然備えているわけですが、受刑者達は、日本の刑務所の感覚では考え難いほど、自由な雰囲気で行動しており、厳しい規律というものを一切感じませんでした。見学中も廊下で、普通に受刑者とすれ違い、会話をする場面もありましたし、共用ルームにはテレビがあり様々な番組を自由に見ることができ、図書室にはポルノグラフィティまでありました。また、検閲はされているものの、施設にあるパソコンから、家族等の認められた相手にメールを自由に送ることもできるということでした。自由な雰囲気の中で、受刑者達のコミュニケーション能力を維持・向上させることは重要であるという考え方によるものだそうです。

3 次に訪問したPolk Correctional Institutionは、警備レベル3(警備レベルは

全5段階)約3万8000人男性受刑者(20歳~24歳)を収容する州立矯正施設で、こちらの施設は、建物の構造としては日本人が想像する「刑務所」に非常に近い雰囲気がありました。もともと、雑居房では、受刑者同士がテレビを見たり、カードゲームのようなことをしてくつろいでおり、かなり自由な雰囲気でした。独居房や雑居房のほか、看守室を見せてもらいましたが、看守室には、各受刑者がどのような傾向があるか、またどのギャングに所属しているかなどが記載されたボードがあり、受刑者を管理している様子が窺えました。受刑者間で暴動が起きたらどのように対応するのかという質問したところ、看守は警棒と薬剤スプレーを所持しているが、暴動が起きても基本的には介入しないと答えていたのが非常にアメリカ的だと思います。

日本とは大きく異なる2種類の矯正施設を見学し、矯正のあり方について考えさせられる非常に有益なツアーでした。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 本 城 伶 奈	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 米国 デューク大学
提 出 書 面 平成27年1月19日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月10日～平成27年1月19日） 平成26年11月10日～ デューク大学において講義を聴講 ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所にて 裁判傍聴		
キーワード欄 ・ 講義聴講（秋学期） ・ 春学期講義開始		

平成27年1月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デューク大学)

横浜地方裁判所 判事補 本 城 伶 奈

報告書簡（第4回）

平成26年11月10日～平成27年1月19日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 講義の聴講（秋学期）について

以前提出した報告書簡に記載したとおり、秋学期は、3科目を聴講しました。その中でも、一番興味深く聴講したのが、“Social Science Evidence in Law”という講義で、訴訟における統計的データ、死刑制度、人種問題、医療訴訟、DV、ポルノ問題、冤罪、バイアス、性差別、自白の過程等が社会学的観点から取り上げられていました。医療訴訟に関する講義では、当事者がいかに自分に有利な優秀な専門家証人を獲得して（そのような専門家証人を獲得することも容易ではない場合が多い。）うまく尋問できるかによって訴訟結果が左右されること、また、専門家証人の説明を陪審が十分に理解できている保障はないこと（ただし、民事訴訟で陪審員裁判となるのは2%も満たない。）、訴訟コストが非常に高いので訴訟提起をためらう患者が多いこと、訴訟リスクが非常に高い訴訟に分類されるので医療事故を専門に扱う弁護士が減少していることなどが指摘されました。

また、人種問題の講義では、人種問題を取り扱った研究報告がいくつも紹介され

ました（例えば、黒人や白人が、幼少期にそれぞれの人種についてどのような印象をもっており、それが成長すると、どうなるかについての研究報告や、人種的にマイノリティとされている人は自尊心が低い傾向にあるという結果があるという研究報告、白人の陪審は黒人の被告人に対して、白人の被告人に対するときよりも、有罪という判断をする確率が高いという研究報告等。）。研究結果もですが、このような研究が数多くなされていること自体、私には驚きでした。数ヶ月前、黒人が白人警官に射殺されて大きな暴動が各地で起きるということがありましたが（そのときも、ニュースで大陪審を構成する陪審員の人種が注目されていました。）、
でも、差別とまでは言わないまでも、居住地区やスーパーが分かれていると評価できるエリアがあることや、ホームレスも黒人が圧倒的に多いように感じることをふまえると、アメリカにおける人種問題は、留学生である私が想像する以上に根深く、黒人が社会的地位向上に向けて壮絶なアクションを起こしたといわれる1960年代から長い年月が経過しているにもかかわらず、未だ解決困難な課題を残しているように思われます。

第二 寒波と風邪について

平成26年11月中旬に、アメリカ全土に大寒波が到来し、各地で寒い日が続きました。

第三 春学期の聴講について

春学期は、Judicial Decision Making(裁判官の意思決定過程に関する授業)、Evidence(証拠法)、Criminal Procedure(現役裁判官による刑事訴訟手続)の3つの授業を聴講することが許可されました。Judicial Decision Makingについては、政治と司法の意思決定、世論と裁判所といった観点を研究している教授による授業ですし、他の二つの講義も、アメリカの法律実務経験者による授業です。また、これらの授業は、韓国から派遣されている女性裁判官(任官して9年の方。)も聴講しており、授業後にお互いの国の状況や考え方、裁判官の仕事や職場環境等について、雑談をしながら話し合う機会があり、私にとっては、その時間も非常に楽しいひとときです。来月には短期出張者のアテンドもありますが、今学期も充実した研究ができるように励みたいと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
本 城 伶 奈	横浜地方裁判所 判事補	米国 デューク大学
提 出 書 面		
平成27年3月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月20日～同年3月31日）		
平成27年1月20日～	・デューク大学において講義を聴講 ・ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所にて裁判傍聴 ・ダーラム郡ノースカロライナ州立裁判所にて裁判傍聴	
同年2月2日～同月7日	・短期出張者のアテンド	
同月24日，3月23日	・ [REDACTED] と面会	
キーワード欄		
・ 講義聴講 ・ 短期出張者のアテンド ・ [REDACTED] との面会		

平成27年3月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・デューク大学)

横浜地方裁判所 判事補 本 城 伶 奈

報告書簡（第5回）

平成27年1月20日～同年3月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 講義の聴講について

以前提出した報告書簡に記載したとおり、現在、Judicial Decision Making（裁判官の意思決定過程に関する授業）、Evidence（証拠法）、Criminal Procedure（現役裁判官による刑事訴訟手続）の3つの授業を聴講しています。今回の報告書では、前者2つの授業について報告したいと思います。

Judicial Decision Makingの授業では、裁判官の判断に各自の支持する政党が関係するか（結論としては、必ずしも一致しない。）、裁判官の人種は判断に影響するか（データ上は、影響しているとの報告がある。）、それまでの裁判官の人生経験は判断に影響するか、なぜ和解の方が好まれるのか（ローコスト、当事者主導の紛争解決であれば裁判官の判断と異なり結論を予測できる：数少ない公刊物に記載された裁判官の意見だけを見て、裁判官の意向を探ることはリスクである等。）、裁判官は、自分の専門分野ではない分野の事件の際、どのように判断するのか、その判断に自信があるのか、下級裁判所が所属するサーキットではAppeal courtとし

ての判断が出ていない場合、その下級裁判所裁判官としてはどのように判断するか、自分の意見で裁判所としての意見が変わる場合にどのように対応するか等、裁判官を取り巻く環境がどのようにその判断に影響するかといった点から裁判官の意思決定過程について、Law Clerk・弁護士としての経験のある教授が執筆している論文を読んだうえで、学生達が議論をします。このような授業があることや、このようなトピックについて、学生が具体的に考え、活発な議論をしていること自体が非常に興味深いのですが、授業を聴講していて面白いと感じることは、アメリカの学生は、裁判官のことを非常に野心家だと思っている点です。教授に、裁判官が野心家だと思われる理由について、法曹一元制度が関係しているのかと質問してみたところ、アメリカでは、裁判官が、法律家としての十分なキャリアを経た優秀な者しかならず、キャリアという視点からいえば、裁判官になることは非常に名誉あることであること、また、普通の人からは裁判官は法廷のkingだと考えられていることから、学生達は、裁判官のことを非常に野心ある人が多いと思っているのだろうとのことでした。そのような裁判官に対する見方がある一方で、約90%の人々が連邦最高裁判所の判断自体に対して批判的であるとの見方もあるようで、必ずしも、当事者や国民が裁判官の判断に納得しているわけではなく、また、裁判官の判断が先例との関係においても必ずしも統一的なものといえず（事実やそれに対する評価が違うだけという説明では整理できないことも多々あるとのこと。）、判決の結果が予測不可能なことがある点は、問題のように感じますが、だからこそ、和解のモチベーションが高いのだろうと推測されます。

Evidenceの授業は、日本の白表紙起案の事件のような記録をベースにして、検察官、弁護人サイドに分かれ、各当事者の証拠や、尋問の仕方に対して、どのような異議を出すべきかといった設問が課題として出され、それについて事前に検討し、授業中、教授が裁判官役を務めながら、学生達が異議を出し合い、その内容を検討していくといったものです。非常に実務的な授業ですが、回答を準備するにあたり、連邦証拠規則（U.S. Federal Rules of Evidence）をしっかりと検討しなければな

らないため、非常に勉強になります。日本のロースクールでは、刑事訴訟法の授業の一内容として、証拠法について学ぶことが多いと思いますが、アメリカでは、どのロースクールでも、“Evidence”が独立の科目として存在するとのことでした。授業の事件記録には、非常にグロテスクな遺体の写真等が掲載され、それが証拠として提出されるとのことで、日本であれば、裁判員の精神的負担が問題となりうると思い、アメリカでのこのような証拠の取扱いについて教授に質問したところ、「アメリカ人は、テレビでショッキングな映像を見ることが多く（この点は、確かにそうだと思います。ドラマのみならず、普通のドキュメンタリーでも実際の殺人事件の遺体発見現場の映像、遺体の映像などがモザイク等かけられずに放映されています。）、日本人よりも慣れている可能性が高い。また、そのような証拠の写真を見ることは陪審員の義務であり、各陪審員はそのことを理解しているし、そのような写真や証拠を見ることができないような人は、jury selectionの段階で除外される。」との回答でした。裁判員の精神的負担については、各裁判体の配慮で対応されてきていると理解していますが、陪審制度に長い歴史があり、それが人々の意識に深く根付いて、その制度における陪審員の義務として遺体等の写真を見ることを当然のこととしてアメリカ国民が捉えていることをふまえると、まだ裁判員制度が導入されて6年弱程度しか経っていないので当然のことではありますが、司法や裁判員としての役割に対する一般の人々の理解が十分とはいえないように感じました。

第二 短期出張者のアテンドについて

2月2日から7日までの間、「女性職員の登用拡大に対する取組みとその現状」を研究テーマとする短期出張者が、ダーラムを訪問し、その調査のアテンドを行いました。期間中は、Durham county Courthouse, Wake county Courthouse, United States District Court Eastern District of North Carolinaを訪問し、各裁判所の書記官事務局長、人事担当者等に調査事項について面談させていただいたほか、連邦地裁では刑事手続(initial appearance), Durham county Courthouseでは、

民事事件の陪審事件（交通事故，Wake County Courthouse では家事事件（養育費等に関する請求）の傍聴と各事件の担当裁判官や関係職員に時間をとっていただき、インタビュー等させていただきました。

女性職員の登用拡大というテーマに関しては、女性職員が圧倒的多数（90～95%）を占めるアメリカの裁判所では、インタビューの趣旨それ自体に大きな興味と違和感をもたれ、インタビューごとに、現在の日本の状況等から説明をする必要がありました。裁判所の女性職員の割合が多いことについては（民間企業よりも職場環境として働きやすいため、若干女性職員の割合が多い。）、歴史的に秘書職は女性が多い（裁判官は男性が多い。）、もともと男性があまり応募してこない（最近では、若干増えてきているそうです。）等いろいろな回答があり、男性の応募が少ない理由については、男性はambitiousな人が多いので、裁判所の職員は非常にフラットな関係だから、仕事として書記官を選択しないのではないかと意見がありました。なお、残業については、基本的に残業代は支払われず、そのかわり、時間休のような休暇を取ることができるシステムがあるそうです。そのせいか、管理職以外は残業をしないそうで、非常に合理的でアメリカらしいと感じました。また、基本的に法律（FMLA）で決められている産休（産前産後併せて最大12週間の無給休暇）以外、裁判所として産休後の復帰のために特別な休暇やプログラム等の取り組みを行っておらず、子供や育児等のために急に休みを取ることになった場合には、年休等を使い、たとえそのような職員が管理職レベルの職員であっても、他の職員（管理職職員であれば、他の管理職職員）がお互いにフォローしているとのことでした（他の部門の職員がフォローすることもあり、それが可能なように、部門を超えた人事異動がされている。）。アメリカの裁判所の場合、女性職員が圧倒的に多いため、このようなフォローについて「お互い様」という考え方が通用しやすい面もあるかもしれません。インタビュー全体を通して強く感じたことは、妊娠・出産は特別なことではなくて、当然の権利・事柄であり、それによって職員が休むことになっても、そのカバーを他の職員がするのは当然のことで、何か特別に対処しな

ければならないという認識を面会者が全く持っていなかったことです。日本で、この種の問題が大きな問題となるのは、文化的・慣習的に（そう言い切ってしまうのが正しいのかわかりませんが。）、アメリカのように、妊娠・出産・介護という事柄が、人として当然の事柄であって、広い視点で見れば、性別を問わず「お互い様」の問題という認識があまりもたれていないからではないかとも思いました。「文化的・慣習的な違い」があるので、簡単に考えることはできないにしても、そのような認識の存在を前提とした対応がなされない限り、残念ながら、日本は、世界的に見れば、女性にとって選択肢が多い社会とはいえないように感じます。

今回の短期出張では、先方に、お忙しい中、多くのご協力・ご配慮をいただき、アメリカ裁判実務についての理解が深まっただけでなく、これまであまり考える機会がなかった職員の人事関係や、管理職の在り方、ワークライフバランス等についてもいろいろとご教示いただき、色々と考えさせられる非常に貴重な経験をさせていただきました。

第三 [] とのについて

同志社大学のロースクールで英米法、比較法を専門とされている [] が、客員教授として派遣先ロースクールに訪問され、2回ほど面会させていただきました。同教授は、日本法について30年近く研究されているだけでなく、過去アメリカで [] として活動されており、日米の法制度について非常に広く深い研究をなさっています。同教授は、「結論が読めない『素人』の判断である」アメリカの陪審制度については否定的で、法律家である裁判官が評議に参加して評議の結果を「左右することができる」裁判員制度についてはシステムとして合理的であるのご意見で、裁判員制度のほか、憲法改正議論や刑事・民事司法制度全体についても、興味深い意見をお持ちでした。私としては全ての意見に賛同することはできませんでしたが、同教授の意見を伺い、外国から日本の司法制度や裁判官がどのようにみられているのかということを知ることができ、非常に勉強になりました。3月23日には、同教授と他のロースクールの日本法学者によって、日本

の憲法改正議論をテーマにシンポジウムが開かれ、日本の裁判所の「消極主義」、日本の憲法の問題点、安倍政権の動向は明治憲法への回帰ではないかという危惧等が指摘されました。同シンポジウムには、日本人留学生や日本法を研究する学生のみならず、中国人や韓国人等の留学生も多く参加しており、彼らの質問から、日本の憲法改正議論はある種の危機感をアジアの各国に与えているような印象を受けました。

以上